



蔵増小学校 稲刈り体験の様子

—— 主な内容 ——

2 山形県農業委員会大会

2 市議会議員との農業振興懇談会

3 令和6年度行政視察報告

4 農地中間管理事業についてのお知らせ

5 農業委員会からのお知らせ

6 農業振興のための取り組み

令和6年度山形県農業委員会大会

令和6年11月11日、山形市のやまぎん県民ホールで山形県農業委員会大会が開催されました。県農業会議寒河江会長の挨拶の後、農業委員会活動に尽力された方々への表彰が行われ、長年の地域農業への振興と会長としての功績が認められ、佐藤悦雄会長に県農業会議会長表彰が授与されました。吉村知事や森田県議会議長等の来賓祝辞の後、記念講演がありました。本年が山形県農業会議が創立されて70周年に当たることから「農業委員会系統組織が歩んだ70年と今後の展望」と題して、東京大学大学院農学生命科学研究科教授安藤光義氏からお話をいただきました。戦後、昭和26年に自作農の創設と農地の交換分合を任務柱とした農業委員会が設置され、時代や農業情勢の変化に合わせて幾度かの法改正を経て現在の農業委員会制度があるということでした。

その後、「朝日町農業委員会の取り組みについて」と題して、会長の鈴木好一氏と農地調整係長の安藤秀也氏から活動事例報告がありました。りんごとワインの里として有名な朝日町では、女性農業委員と推進委員の合計割合が33・3%で県内1位と

地域計画の策定に向けた取り組みの強化、大規模自然災害への対応強化等を求めた大会宣言を採択し、最後にガンバロー三唱を行って閉会となりました。

(農業委員 今野 滋)

表彰を受けた佐藤悦雄会長



おめでとうございます

市議会議員との農業振興懇談会

令和6年11月15日、市農業委員及び農地利用最適化推進委員と市議会経済建設常任委員の皆様で、先に天童市長へ提出した「令和7年度に向けた天童市農業施策に関する意見書」の内容について懇談しました。これからの農業についての問題点として、佐藤悦雄農業委員会会長からも昨今の干ばつ、高温、水害などの気候変動に耐えうる農業を考えていくことの重要性や、農業者減少に伴う耕作放棄地の増加等が取り上げられました。

遠藤市議からは、耕作放棄地対策として粗放的栽培可能なソバ等の栽培も考えていかなければならないのではとの意見をいただきました。また、現在耕作放棄地の所有者に対しては強く改善要求を続けていかなければとの意見もいただきました。

農業委員会から要望している親元就農への支援金への質問に関しては、鈴木市議より、地域に根付く若者の就農は、地域コミュニティ参画への期待もあり支援はもつともではないかとの意見もいただきました。

また、水戸市議からはふるさと納税の80%は農産物であり、これに貢献している農家に市としての補助事業を考えていく取り組みが必要との意見をいただき、今後の農業委員会の体制強化の必要性も共通認識とされました。天童市の農業の未来に向けた大変有意義な懇談会となりました。

(会長職務代理者 仲野 真)

令和6年度行政視察報告

11月18日から19日の2日間、米沢市と群馬県高崎市にて行政視察を行いました。

両市とも、新規就農者への給付金を支給しているとのことで、本市でも実現したく視察しました。生産人口を増やし就農人口へ繋げ農業を魅力ある職業とするための事業を視察することができました。

新規就農者への補助については、本市でも早急に取り組むべき課題であると再認識しました。今後行政と協議して、1日も早い実現に向け取り組んで参りたいと思います。

(運営委員長 三宅藤義)

山形県米沢市農業委員会

米沢市では、「米沢市農業新規参入促進報奨金制度」と「親元就農支援交付金」の制度について学んできました。

「米沢市農業新規参入促進報奨金制度」は当初、新規就農希望者の研修受入農家に対する謝礼金交付制度だったものを、新規就農者が就農先として米沢市を選定するきっかけになればと事業内容が見直され、報奨金制度に移行されたものでした。

また「親元就農支援交付金」は国の事業による助成金等の対象とならない親元就農者に対して個別に支援するために創設されました。

農業従事者数の減少や高齢化が進行している中で、親元就農者は農業生産活動の継続を支える存在であり、地域コミュニティの維持及び活性化にも大きな役割を果たします。『企業等に就職すれば周囲から就職祝だと祝ってもらえるものの、農家を継ぐ場合にはそのような機会も少ないのではないかな…。親元就農者を応援する就職祝のような気持ちから制定された制度です』との担当者の説明が印象的でした。

天童市においても親元就農者は貴重な存在であります。農業者にとって必要な制度の創設や見直しは、農業委員会として引き続き要望していく必要があると感じました。

(農業委員 矢野美佐子)



群馬県高崎市農業委員会

高崎市は、日本列島のほぼ中央部にあり、東京へ約100kmの地点にあって、全国有数の内陸交通の拠点性を有し、太平洋と日本海を結ぶ都市として拠点性は飛躍的に向上しています。面積459km²、人口36万9千人、予算規模（歳出総額）1,727億円です。

農業は、恵まれた気象条件と肥沃な農地により、米、麦、野菜、果樹、畜産を基幹とした複合経営が主力です。農産物としては、梅、梨や桃、トマト、チンゲン菜、ハウレン草などが有名です。

農業者の高齢化が進む中、後継者不足は深刻な問題であり、農業や農地を維持していくためには、新規就農者の確保が重要な課題となっています。

そこで、新規就農のチャンスを増やし、意欲を持って安定した就農ができるよう、令和4年度に新規就農者向けの市独自の給付金「かがやけ新規就農者応援給付金」を創設しました。国の事業との住み分けを図り、給付金は、使途に制限はなく、また、給付は1経営体につき1回限り、対象者の年齢制限もありません。さらに、申請も簡易になっているのが特徴です。支給対象者の概要として、新規就農者応援コースは100万円、就農準備生応援コースとして、親元就農者、農業研修生、雇用就農者は、それぞれ50万円で、予算規模は2,000万円です。

天童市として、独自の給付金の創設を考えた時、参考になる視察研修でした。

(農業委員 須藤隆司)



農地の貸借・売買の仕組みが変わりました

農業経営基盤強化促進法の改正により、「農用地利用集積計画」に基づく相対の利用権設定及び所有権の移転は2月25日をもって受付を終了しました。2月26日からは、農地中間管理機構を経由した農地中間管理事業等または、農地法3条に基づき農業委員会の許可を受ける手法のいずれかをご案内しています。なお、すでに設定された利用権は、契約期間満了日まで有効です。

1 賃貸借権

		農地法第3条	農地中間管理機構が行う 農地中間管理事業
対象者	借人	すべての方 (非農家の場合審査あり)	原則、地域計画において農業を担う者に位置付けられている農業者
	貸人	農地の所有者	農地の所有者
権利期間		解約の申出がない限り自動更新	原則10年以上 契約期間満了で終了
申請時期		田については原則農閑期 畑は制限なし	随時(利用権の設定時期は7月～9月を除く毎月)
手数料		なし	貸人・借人双方から、年間賃料の0.75%を徴収

2 所有権

		農地法第3条	農地中間管理機構が行う特例事業
対象者 [買受人]		すべての方 (非農家の場合審査あり)	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、地域計画において農業を担う者に位置付けられている農業者 ○認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達農業者、特定農業法人のいずれかであること ○農地取得後の経営面積が基準面積(1.08ha)を超えること ○新たに買い入れる農用地等と現在の経営地を併せ、おおむね1ha以上の団地を形成すること
対象地		現況が農地である土地	農用地区域内の農用地等
売買価格の算定			土地の種類及び農業上の利用目的ごとに、それぞれ近傍類似の農用地等の価格からみて適当であると判断されること
譲渡所得税 [売渡人]		譲渡価格の20%(所得税15%・住民税5%) ※農業委員会によるあっせん等を経て譲渡した場合、800万円の特別控除あり	譲渡所得税の特別控除(800万円)あり ※買入協議の場合は1,500万円の特別控除
所有権移転登記		司法書士等へ依頼	農地中間管理機構による囑託登記
登録免許税の軽減 [買受人]		固定資産税評価額の1.5% ※R8.3.31まで	固定資産税評価額の1% ※R8.3.31まで
不動産取得税の軽減 [買受人]		固定資産税評価額×税率(3%) ※R9.3.31まで	固定資産税評価額×2/3×税率(3%) ※R7.3.31まで(2年延長見込み)
手数料		なし	売渡人から売買価格の2.0% (買入協議の場合は2.5%)を徴収

これまで中間管理事業に関する手続きは市 農林課でご案内していましたが、制度改正に伴い、令和7年度からは農業委員会事務局が窓口となります。ご不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地中間管理事業の詳細については、やまがた農業支援センターまでお問い合わせください。

天童市農業委員会事務局 電話番号 023-654-1111 内線番号 231・232・233
公益財団法人やまがた農業支援センター 電話番号 023-631-0697

ストップ違反転用！



○農地転用とは

「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。

例：住宅地、工場用地、駐車場、資材置場、一時的な残土置場など

○違反転用行為とは

- ・許可を受けずに農地を転用すること
- ・許可を受けずに農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
- ・転用許可に付した条件に違反すること
- ・違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと
- ・虚偽等の不正な手段による許可を受けること

○違反転用行為を行うと

許可なく転用行為をした場合は、農地法に違反することとなり、原状回復命令や罰則の適用があります。

- ① 工事その他の行為の停止等を書面では正勧告
↓勧告に従わない場合
- ② 原状回復命令・許可の取り消し等（農地法第51条第1項）
- ③ 行政代執行（農地法第51条第3項）

罰則 3年以下の懲役又は300万円（法人の場合1億円）以下の罰金（農地法第64条・第67条）

○農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途等によって、許可の要件が異なります。

あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

農業者年金に加入しませんか。～老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心～

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です
- 一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助
- 加入で大きな節税効果！保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には「国民年金の第1号被保険者であること」「年間60日以上農業に従事していること」「20歳以上60歳未満であること」の3つの要件を満たしている必要があります。

詳しくは農業者年金基金のホームページをご覧ください。<https://www.nounen.go.jp>

全国農業新聞を購読しましょう！

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 購読料 月額700円（税込）
- 発行所 全国農業会議所
- 発行日 毎週金曜日
- 申込み 天童市農業委員会事務局（市役所2階）
☎654-1111 内線233



農業振興のための取り組み

市内各小学校では、農業体験学習に取り組んでいます。活動の様子をご紹介します。

市立蔵増小学校 米づくり体験 田植えや稲刈りから販売まで行いました。



市立高揃小学校 ラ・フランス収穫体験 収穫し、予冷後、それぞれ持ち帰って味わいました。



この他、市立南部小学校では、地元農業者によるラ・フランスについての学習会が行われました。また、市立山口小学校では、米づくり体験授業として田植えや稲刈り、脱穀の体験が行われました。

農地のお困りごとは、農業委員会へご相談ください！

編集後記

農業生産資材の高騰や気候変動で農業収入は減少する一方、社会の超高齢化が進み現状の生産者は70歳代が主体で、農地の維持が今後ますます心配されるところです。農地の集積、優良農地の保全が急務であるとともに、持続可能な力強い農業の構築が求められています。

米や野菜の価格高騰が日々報道されていますが、カップ麺一個約180円に対して、茶碗一杯のご飯は約40円と、米は今も家計の味方です。日本人として、食卓におにぎりや味噌汁は欠かせないと感じます。

四季の田園を眺めて暮らす身としては、主食を守る生産者に感謝しありません。

今年が良い年になることを期待したいものです。

(大石吉隆委員)

広報編集委員会

委員長 五十嵐 慶一
職務代理者 齋藤 照一

委員 山崎 紀子
大石 吉隆
吉田 英徳
土屋 仁